

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱	
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類, 灯油類及び軽油類)							×	
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下のもの)							×	
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)							×	
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							×	
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物								
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等						×	
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物						×	
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物						×	
	ニ	廃水銀等						×	
	ホ	指定下水汚泥						×	
	ト	廃石綿等						○	
		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
		有害物質名							
		水銀又はその化合物	-	×	-	×	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		有機燐化合物	-	×	-	×	×	-	-
		六価クロム化合物	×	×	-	×	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		シアン化合物	-	×	-	×	×	-	-
		PCB	-	×	-	×	×	-	-
		トリクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		テトラクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		ジクロロメタン	-	×	×	×	×	-	-
		四塩化炭素	-	×	×	×	×	-	-
		1, 2-ジクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1, 1-ジクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		1, 1, 1-トリクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1, 1, 2-トリクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1, 3-ジクロロプロペン	-	×	×	×	×	-	-
		チウラム	-	×	-	×	×	-	-
	シマジン	-	×	-	×	×	-	-	
	チオベンカルブ	-	×	-	×	×	-	-	
	ベンゼン	-	×	×	×	×	-	-	
	セレン又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×	
	1, 4-ジオキサン	-	×	×	×	×	-	×	
	ダイオキシン類	×	×	-	×	×	-	×	
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×	
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×	
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
備考									

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの